



平成23年8月3日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 殿

東京都新宿区信濃町9番7
東京金属事業厚生年金基金
理事長 宮城 真一

企業年金に係る財政運営基準等の見直しに対する意見の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当基金では、これまで平成16年4月からの受給者を含めた加算給付の35%減額をはじめ、平成19年4月からの予定利率引下げなど、財政健全化に向けた取り組みを進めてきたところであり、昨年9月には、長期的に持続可能な事業運営が確保できるよう、当基金の自主的な取組みとして予定利率引下計画及び基本ポートフォリオの変更を柱とする財政健全化のための運営計画を策定し、これの実施に向けた取り組みを進めているところです。

しかしながら、今後、平成20年度決算より採用した数理的評価による資産評価調整額が減少し、これが大幅な不足金として顕在化することが見込まれており、加えて、平成22年度においては、3月11日に発生した東日本大震災や原発事故の影響によって、2年ぶりのマイナス運用結果となるなど、極めて厳しい財政状況下に直面しているところであります。

百年に一度といわれる世界的な金融・経済危機の影響が未だ濃く残り、経済や運用環境の回復に期待していた矢先に千年に一度といわれる未曾有の大災害に直面したが、こうした状況下において、今回示されている厳格な財政運営基準を適用すれば、掛金の大幅引上げは不可避となり、このことは設立事業所の大半を占める中小企業の経営を圧迫し、ひいては厚生年金基金の存続自体が危ぶまれることとなります。

大震災によって日本経済は未曾有の打撃を受け、現在、官民一体となって復旧、復興に向けた取り組みを進めているところですが、こうした厳しい状況下にあっても、中小企業の従業員の所得保障及び福祉の向上を確保していくことは極めて重要であり、そのためにも厚生年金基金制度の維持が不可欠と考えております。

こうした観点から、別紙のとおり財政運営基準等の見直し案に対する意見を提出いたしますので、この実現に向け特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

財政運営基準等の見直し案に対する意見

東京金属事業厚生年金基金

2. 財政の健全化の観点から改正する事項

(1) 「財務諸表の簡素化・透明化」について

(意見)

財務諸表における数理的評価等の調整科目の廃止、新たな算出方法による債務（新責任準備金）の計上の考え方は、従来の取扱いを否定するものであり、かえって財務諸表の複雑化・不透明化を招くことから、従来どおりの取扱いとすべきである。

(考え方)

- 改正案による新責任準備金は、「最低責任準備金+数理債務-未償却過去勤務債務」として算出するため、貸借対照表上の債務を新責任準備金とした場合には、本来の債務額の内訳が全く見えなくなることから、かえって財務諸表の不透明化を招くこととなる。
- また、代行部分の債務が最低責任準備金となることから、期ズレが復活することによる運営上の混乱が生じることとなる。
- 加えて、数理的評価による調整額が廃止されることに伴い、財務諸表上不足金が大幅に拡大したかのごとく計上されることとなり適切ではない。

(3) 「非継続基準の見直し」について

(意見)

現行の財政検証については、継続基準と非継続基準による二重の基準となっているが、掛金対応が必要な検証は継続基準のみとすべきである。なお、上記の対応が困難であるならば、経済環境や運用環境が平時に戻るまで、現行の弾力化措置を継続するか、若しくは以下のような見直しを図るべきである。

(考え方)

- 現行の財政検証については、継続基準（数理債務+最低責任準備金（継続基準））と非継続基準（最低積立基準額）による二重の基準となっており、通常の掛金は制度の存続を前提として継続基準を基に設定されているが、

資産運用のボラティリティが大きくなっている中で、短期的視野によらず長期的視点に立って事業運営を行う必要性が増していることから、掛金対応が必要な検証は継続基準のみとすべきである。

- ・仮に、上記の対応が困難な場合は、今回の改正案が、中小企業の経営を圧迫し、ひいては当基金の存続自体も危ぶまれることになりかねないことから、経済環境や運用環境が平時に戻るまで、大きなボラティリティによる掛金引上げの抑制策である現行の弾力化措置を継続すべきである。
- ・なお、現行の弾力化措置が継続できないのであれば、非継続基準による財政検証には、積立水準①「純資産額／最低責任準備金」が1.05以上、積立水準②「純資産額／最低積立基準額」が0.9以上（平成24年度決算からは1.0以上）という二つの基準があるが、非継続基準に用いる最低責任準備金については、期ズレの状態にあり、足下の運用環境の実態を反映していないことから、追加拠出の可否を検証する際の最低責任準備金は期ズレを解消した最低責任準備金（継続基準）を用いるなどの対応を行うべきである。
- ・また、積立水準②は、現在の当基金の財政状況からみて、達成は相当に困難であり、当該水準自体がそもそも財政検証の対象として非現実的な水準であることから、廃止が望ましい。

その他

(要望)

いわゆる「下方回廊方式」については、期限到来に伴い適用が終了することとなっているが、現下の厳しい財政状況に鑑み、当該方式を恒久措置としていただきたい。なお、恒久化措置が困難であるならば、当該方式の延長等、激変緩和措置を講じていただきたい。

(考え方)

- ・決算に基づく財政検証において、下方回廊方式は、平成23年度決算に基づく財政検証までの时限措置とされているが、当該方式は可能な範囲での掛金引上げを可能とするものであり、基金のより安定的な財政運営に寄与する合理的な仕組みであることから、当該方式は恒久的な措置としていただきたい。
- ・なお、仮に恒久化措置が困難であるならば、経済環境や運用環境が平時に戻るまでの間、当該方式を延長するなど、激変緩和措置を講じていただきたい。

(要望)

特別掛金にかかる償却期間を延長していただきたい。

(考え方)

- ・今回の改正案は、現行の財政運営基準をより厳格化するものが大半であり、厳しい財政状況下にある基金にとって、この先の経済状況や運用環境が不透明さを増す中で、これらの基準が適用されたとした場合、大幅な掛金引き上げに直結することとなる。
- ・このため、そうした中でも、事業主の掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、現行20年が上限とされている特別掛金の償却期間について、例えば30年とするなど、財政運営の緩和策を同時に講じていただきたい。